

霧島市条例第15号
令和8年3月27日

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市火災予防条例の一部を改正する条例

霧島市火災予防条例（平成17年霧島市条例第297号）の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、

第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。